

(堀ごたつ及びいろり)

第8条 堀ごたつの火床又はいろりの内面は、不燃材料で造り、又は被覆しなければならない。

2 堀ごたつ及びいろりの管理の基準については、第2条第2項第1号及び第4号の規定を準用する。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、堀ごたつ及びいろりについて規制したものである。「堀ごたつ」には、「切りごたつ」と称するものを含むが、「置きごたつ」は、移動的なものであるから、器具として、第18条第1項第2号に規定されていることに注意する。
- 2 第1項の「火床」は、通常灰及び炭火を入れるための部分をいう。本項の「不燃材料」は、金属を含むが、不燃材料の材質に応じ、熱伝導等により周囲の可燃物へ着火するおそれのないよう適当な厚み及び構造とすることが必要である。
- 3 第2項は、第2条第2項第1号及び第4号の規定が準用されることを規定している。